

(机上配布)

文化審議会第8期文化政策部会
美術ワーキンググループ委員からのご意見

1. 国と地方自治体の役割について

1) 国の博物館について

国の博物館は、それぞれ当該対象とする事項についての基本的な情報がすべて得られるものでなければならない。したがって、資料収集と調査研究を第一の目的とすることを明確にするべきである。

資料収集に当たっては、できるだけ基本的な資料を収集することが必要ではあるが、同時に必ずしも博物館において集積することだけが、資料の性質から見て適切であるとは言えない場合も少なくない。たとえば仏像が寺院にあり、民俗的資料が生活の場にあり、建築が町並みの中でこそ生きているような場合、これを博物館の中に収集するよりも、元の場所にあるほうが有意義である場合もある。その場合であっても、資料およびその所在等の情報収集は必要であって、これの充実が不可欠である。

したがって、国の博物館にあつては、資料および資料にかかわる情報の収集、集積が最大の任務となるべきである。

その上で、こうした情報のすべてが広く市民に開示されているべきであつて、基本的資料の常設展示と、すべての資料および情報が、常に開示されていることが博物館の第二の機能となるべきである。すなわち、図書館のようなレファランス機能こそ博物館が充実すべき点である。

こうした情報提供の充実のためにも、調査研究機能が必要であり、この面での充実が不可欠である。

いわゆる展示、普及という機能は国の博物館としては第二儀的な機能として位置づけたほうがふさわしいと考える。これは、むしろ地方自治体や民間で設立した博物館にゆだねるべきである。

特に、いわゆる集客を見込んで、他の施設等から借り出した資料により、国の博物館以外の機関が主導する企画展は、国以外の博物館にこそふさわしいもので、国の博物館で実施することをやめるべきである。

あくまでも、基本的な資料等を集積し、その参照に便宜を図るべく、調査研究を進める機関たるべきである。

いずれにしても、博物館のあるべき考え方から、教育や社会教育の観点、またレクリエーション等の観点を排すべきものとする。むしろ基本的な文化権の考え方から、法的整合性を再考すべきである。

2) 指定管理者制度について

現行の指定管理者制度は再検討すべきである。公益法人や NPO 等の公益性の高い運営機関が委託契約により管理運営に当たるのを基本とすべきであるが、現行の運営では、建設的な提案が生かされず、人事面を含む地方自治体からの独立性が保障されていない。

2. 市民社会における博物館の役割

新たな市民社会における博物館は、市民とともに生きる博物館とならなければならない。特に自治体の設立した博物館は、多様な市民の期待に応える必要がある。

話題性のある企画への関心は地方の博物館ほど高い。

観光施設としての期待も高い。

一方で、鑑賞等の受身の関心だけではなく、研究調査企画等のすべての面にわたって、運営への参画を希求する市民が飛躍的に増加しつつある。

さらには、新たな表現者の発掘支援も、博物館の一部には期待されている。

こうした多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成する必要がある。

3. 財政状況への対応

それぞれの博物館が役割を果たしながら連携を深めることによって、観光、創造産業との連携も視野に入れて、博物館を地域社会における総合的な成長分野と位置づけることにより、博物館への投資が大きな経済波及効果をも発揮している事例は、少なくない。こうした事例研究等を通して、コストという認識から、社会的投資としての認識に変革するべきである。

美術ワーキンググループに係る意見について

木下達文

◇わが国は、博物館の数からすれば有数の博物館大国となった。しかし、事業予算、スタッフ数については、とても先進国には及ばない。作品購入費が0円という施設も珍しくなく、それが恒常化している。ミュージアムの役割をもっと拡大し、産業、まちづくり、教育、医療、キャリア支援など、文化資源を積極的・戦略的に生かした新たな施設モデルを構築し、その実現のための予算ならびに人員確保ができるようにしていかないと、ますます利用が減っていく可能性がある。つまり、集めたものをどう生かしていくのかという戦略である。

◇近年、指定管理者制度の導入で、効果を上げている施設もあるものの、多くは予算減らし、人減らしに利用されている傾向があり、資料保存や研究継続等に対する課題も少なくない。財政的にも少子高齢化が進む中で、税金による大きな予算確保も難しい。したがってこれからの文化施設の経営において、外部予算確保という面は非常に大切であろう。しかし、我が国はその経験が浅く、アメリカのように個人寄付の習慣が根付いていないため、試行錯誤の状態が続くであろうが、早くそのモデルを作り上げることが重要である。また、より高度事業運営のできるNPOを育てていくことも急務と考える。

◇一昨年の博物館法改正により、24年度から大学における学芸員資格取得単位数が増大することとなった。単位数が増大したことにより、資格を取得する学生の数はかなり減少する可能性がある。一方で、劇場法や音楽堂法などの資格が誕生していくとすると、ますます学芸員の存在が薄くなる可能性がある。個人的には、個別に法制度化するのではなく、文化・芸術活動を担う専門家を広義の「学芸員」とし、専門毎に、美術、歴史、文学、演劇、音楽等のだけでなく、広く博物館、美術館、文化会館、劇場、ホール、生涯学習施設、公民館、あるいは企業の公益施設など、これまでより幅広く、配置できるようにすることが望ましいと考える。大学としても個別に資格授業を設けることが難しくなっているため、専門以外の部分では、できるだけ共通科目を増やす工夫をすることで、資格取得者の増加と、就職先の確保を合わせて行うのが現実的であると考え。また、学芸員もこれまでは研究職としての学芸員養成が中心であったが、「研究系学芸員<キュレーター>」と「普及系学芸員<エデュケーター・各種マネージャー等>」があつて良いと考える。とくに理解促進、資源利用等については、普及系学芸員の力が必要である。ボランティアマネジメントについても課題が多く、ボランティアを労働力として使うところも少なくない。利用者の意識をきちんと理解し、地域と施設を本気でつなげられる人材を育てないと（すぐに異動させない）、本当の意味での利用は進まない。博物館はまだまだ「特別なところ」という意識がつよい場所なのではないだろうか。

◇そもそもこれまでの博物館は「施設に来てもらう」ことを前提に事業運営が確立していた。高齢者・障害者・児童なども大概その枠の中での議論が多かった。私は博物館活動

の大きい欠点は、「文化格差」を生じさせているということである。つまり、博物館に来られる人は「非常に恵まれている人」であって、生涯のうち一度も施設に足を踏み入れないままの人があまりに多いのである。文化や芸術が本当に必要な人に、それが届かないのが現状であり、経済的に豊かな人が利用する施設になってしまっている。その現実を知ってから、いかに博物館が外に出ていることができるか、という研究と実践を可能な限り行っている（主に滋賀県において）。そこで一番の問題となるのが、予算と人である。これまでも、出前プログラムの事例は沢山あるが、近隣の施設に年に数回というレベルに留まっている。バスをチャーターして来館させる方法もあるが、予算が切れると、終わりになってしまう。そこで、滋賀県では動ける学芸員と主に学生を中心としたボランティアをNPOが介在として、年に1万人に体験プログラムを提供するという、いわゆる「連携授業<滋賀モデル>」を確立した。こうした事業を展開する際に重要なのは「コーディネーター」であり、単にプログラムを作っただけでは利用促進はなかなか進まない。つまり、受け入れ側の意識<学芸員の意識も問題であるが>を変えていくことがとても難しいからである。ところが、ねばり強く交渉し、意識が変わると、事業の広がりが進み、なにより荒れていた学校の子どもの様子が変わったなどということは珍しいことではない。現在では養護学校等にまで広げている。本物に触れることがその人達にとってどれだけ心を動かされているのかを実感できる。しかし、その提供方法にはやはりしっかりした人が携わらないと逆の結果になることもある。滋賀では、昨年度、文化庁文化ボランティアフォーラムを通じて、文化と教育の連携事業を行った（現在、報告書を作成中）。長くなったが、バリアフリーを実現するには、「来てもらう事業」だけでなく、「届ける事業」をも開発・支援することが急務と考える。

◇「鑑賞」と「制作」については、これまで別々に事業が成り立っているケースが少なくなかった。また、美術館などにおいても、その中心は「鑑賞」であり、制作に結びつくような事業はあまり多くない。また、そうした担当や設備を有するところも少ない。しかし、個人的には「鑑賞」と「創造（制作）」は切り離すものではなく、創造的行為を目的としながら鑑賞行動をさせると、非常によく観察することがわかっている。中には創造的行為を嫌う人もいるが、より多くの人は創造的行為を求めているのである。が、今日の美術館は創造的行為を主体的に行っていない。また、一般の人も、芸術とはとても敷居の高いもので、自分たちが創造するものではないという考えを持っている人もいる。芸術制作がもっと身近なものであることを教えていくことも大切であろう。芸術大学、あるいは美術同好会や学校のクラブなどと連携をとりながら、海外から人も招くのも悪くはないが、お金もない時代であるから、身近な人材を発掘し、育てながら、そうした裾野を広げていく時代であるのかも知れない。知識教育も大切であるが、鑑賞と創造を通じた「感性教育」は美術館でしかできない。

◇上記とも関連するが、展示の企画についても専門性が強すぎる傾向がある。美術館等では、専門的な内容をいかに分かりやすく情報公開（説明）することが大切であり、関心をもってもらわなければ、足が遠のくばかりである。近年では、数多くのエンターテイメントが存在するため、お金を払ってでも行きたい企画になっているかどうかの問題で

ある。基盤整備事業の資料などを見ている、なぜ・いまこの企画を行わなくてはならないのか首をひねらざるを得ない事業が多くある。市民への説明と共に、企画や事業を行う際に、もう少し多様なチェックをしていくシステムを構築する必要があると考える。企画の段階では、その企画を中心的なターゲットにモニタリングしてもらったり、事業結果をもとに、事業評価・第三者評価をしっかりと行えるような環境づくりをしていかないと、へたをすると学芸員の自己満足で終わってしまうことになりかねない。個人的にもどうしても見に行きたいと思える展示会が減ってきているのも気になるところである。よりリピーターを増やすためのマネジメントがまだまだ遅れていると言わざるを得ない。

◇アーカイブについては、この記述では文献のことなのか作品のことなのか定かではないが、作品ということで、解釈していきたい。作品のアーカイブとして、これまで文化庁では文化遺産オンラインがあろう。私はほとんど利用しないが、まずその利用実態を把握することが大切であると考え。オンラインの事業目的とその事業効果を検証した上で、どのような新たなアーカイブが必要なのか、あるいはオンラインを補強するかという議論になろう。個人的にオンラインを利用しない理由は、情報量があまりに少なすぎるからである。研究的に利用する場合には、やはり情報量が必要となる。日本のほぼ全域をカバーしているというものであるならば、いやでも利用する必要性がでてくるが、分野によってはほとんど情報がない。博物館がこのオンラインに情報を載せるのが難しい事情があるのであろう。主に人とお金、それに技術的な課題だと考える。したがって、アーカイブを整備するにあたっては、多くの施設が参加できる方法を検討しなくてはならない。一般にデジタルアーカイブというと、画像アーカイブを考えやすいが、整備していく段階を考えた方が良いかと思う。つまり、まずは情報を集める段階として、文字ベースで、収蔵目録を提出させることである。その項目も「資料名、年代、作者、所在地（収蔵場所）」程度のものでよいから、相当レベルの施設の情報は全てデータベースに載せることができるならば、リストを抽出することができ、とくに研究データとしては役立つ。一般の人というよりはむしろ、研究的アーカイブとして整備していき、そののち、画像や解説なども整備していく課程で一般利用も促進していけば良いのではないかと考える。アーカイブは構築するために多大な労力がかかるため、当該施設のメリットにもなり、利用者にもメリットになる方法論を確立する必要があるだろう。

文化審議会 文化政策部会 美術ワーキンググループ 主な論点について

佐々木秀彦(東京都美術館)

1. 博物館の管理運営の方策の充実について

論点	現状と課題	今後の方向
①国としての博物館 施策の構築	<p>a. 縦割りミュージアム施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的なミュージアム施策が見当たらない。国のミュージアム施策は、生涯学習施策と文化財保護施策に二分されている。その他、助成金は、芸術文化振興基金、国際交流基金、財団法人地域創造等が出しており、横の連絡調整や役割り分担等が不明確。 ・加えて地方の主要な公立ミュージアムは首長部局が所管し、それぞれ独自に展開。 ・「総合法」としての博物館法改正の提言を、文部科学省の「協力者会議」が行ったが見送り。 <p>b. 統一的な支援機関の不在</p> <p>我が国は約5千館のミュージアムを有するが、国の支援方策は諸外国に較べると弱い。独立した支援機関が存在しない。建設から運営の時代には、ミュージアムを維持発展させる施策が不可欠。地域主権、新しい公共の時代ゆえに、国は支援や連携の方策を強化すべきではないか。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英:博物館・図書館・文書館評議会 ・米:博物館・図書館サービス機構 	<p>○ミュージアム施策の体系化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアムは生涯学習社会に貢献する存在だが、それだけの役割に留まるのか？ ・文化が経済価値を打ち出す社会に対応するには、ミュージアム、ライブラリー、アーカイブ等の文化資源を扱う機関を一元的に統括する施策の体系化が必要ではないか。 ・公立館や私立館の独自性を尊重することを前提としたうえで、それぞれのミュージアムを支援し、振興することは国の役割りとして期待される。 ・現行の枠組みの中でも、少なくとも博物館法を総合法として抜本的ない改正する必要があるのでは。 <p>(参考)</p> <p>東京藝大宮田学長の提言「文化財産省」の創設</p> <p>○プラットフォーム作り</p> <p>国や地方、民間の共同出資でミュージアムを支援するプラットフォームが構築できないか。</p> <p>○プラットフォームの機能</p> <p>以下のような役割が期待される。</p> <p>a. 文化資源の共有</p> <p>コレクション・データの共有、作品の相互利用促進</p> <p>b. 人材養成・育成</p> <p>専門職養成、研修の体系化、人材流動化の促進</p> <p>c. 各種支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報集積(リソースセンター) ・調査研究(シンクタンク) ・政策提言(アドボカシー) ・改善支援(コンサルティング) ・品質保証(アクレディテーション)
②博物館の果たすべき役割やその重要性についての理解促進方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアムの教育普及活動は、この15年ほどで拡充している。だがミュージアムの役割を理解し、ミュージアムを活用する方法を伝える活動への自覚は薄い。 ・ミュージアムが、「顧客重視」の視点でサービスを向上させるようになったことは評価すべき。だが、利用者を過剰に「お客様扱い」すると、利用者を「サービスの消費者」に留めることにつながり、利用者の当事者性を奪いかねない。成熟した社会づくりには逆行する。 	<p>○「ミュージアム・リテラシーの涵養」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・運営者が共にミュージアムを高めるには「ミュージアム・リテラシーの涵養」が今後、重要になる。「ミュージアム・リテラシー」とは何か、その涵養のために誰が何をすべきかを研究し、試行する必要がある。 ○「ミュージアム・スタート」プロジェクトの試行 ・図書館等が「ブックスタート」のキャンペーンを実践している。似た発想で「ミュージアム・スタート」のキャンペーンを行ってはどうか。子供がミュージアムと始めて出会える場を積極的に設定する。ミュージアム・リテラシー涵養の実践の一つとして位置づけてはどうか。例えば、5月18日の国際博物館の日で、統一キャンペーンを行う。

<p>③児童生徒等に対する教育普及方策</p>	<p>総合的学習の導入以来、「博学連携」が着目され、実践も進んでいる。だが博物館、学校の双方に意識のズレがあり、広がりや深まりが充分ではない。</p>	<p>○博学連携の概念整理 「博学連携」の内実を整理し、目的と方法を明らかにする必要がある。 ・学校の学びをミュージアムが支援する[学校主体で展開] 例:教科学習の充実(学校授業をミュージアムが補完) ・ミュージアムの学びを学校を通して伝える[ミュージアム主体で実施] 例:モノの見方、オープンエンドな問いの探求、ミュージアムの役割の理解等 ・学校とミュージアムが新たな学びを生み出す[学校とミュージアムが共同]</p>
<p>④厳しい財政状況下における博物館の運営のあり方</p>	<p>a.制度改革の下で「漂流」 指定管理者制度の導入に象徴されるように、ミュージアムの運営に競争原理が導入されている。ミュージアムを運営する独立行政法人が事業仕分けの対象となっている。また新公益法人制度の開始により、ミュージアムの公益性が問われている。そうした大きな制度改革の中で、ミュージアムの公共性とはなにか、その拠り所が明らかではなく、ともすると漂流しかねない状況にある。</p>	<p>○ミュージアム関係者の公益性・公共性の「拠り所」の確立が必要 ・厳しい財政状況に対し、即効性はないが、今後のミュージアムの適切な運営を担保するために、「拠り所」の原理・原則を再確認すべき。 ・まずミュージアム共通の「拠り所」として、組織基準を確立すべき。現在、文科省で「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しを検討中。また職員・関係者の行動基準として日本博物館協会が「倫理規程(行動規範)」を検討中。これらを現場職員、設置者の関係者が参画して確立する。 ・同時に各々のミュージアムの設置運営の「拠り所」を確立する必要がある。具体的には、館の使命(ミッション)・方針(ポリシー)の確立が不可欠。</p>
<p>b.公立ミュージアムにおけるガバナンスの再構築 ・そもそも公立ミュージアム＝役所の一部署として経営することに限界があるのではないか。税金投入により支援は不可欠だが、役所の仕組みで運営することで硬直化する。 ・財政状況の厳しい時代だからこそ、納税者(住民)による適切なコントロールが必要ではないか。</p>	<p>○分権・自治を促進する「地域立ミュージアム」の提案と周知 ・行政は条件整備と持続可能な資源の提供し、公共による運営を実現する仕組みが必要公立学校の「コミュニティ・スクール」を参考に、地域住民が、ミュージアムの運営に参画す「地域立＝コミュニティ・ミュージアム」を試行。ミュージアム理事会が方針・計画、人事を審議し、意見を述べる。ガバナンスに住民自治を一部取り込み、適切な運営を監視、支援する。「官製ミュージアム」を「公共ミュージアム」に。 ・モデルケースが必要。国はパイロット事業として立ち上げを支援してはどうか。</p>	
<p>2. 美術品の鑑賞機会の充実及び美術作品制作への支援の在り方について</p>		
<p>論点</p>	<p>現状と課題</p>	<p>今後の方向</p>
<p>国際交流基金との連携の促進</p>	<p>国としての文化発信の総合戦略はあるのか？</p>	<p>・芸術文化振興基金(文化庁)、国際交流基金(外務省)、財団法人地域創造(総務省・自治体)等の連携、調整により、総合的な文化発信の戦略が必要。 ・その前提に、国として文化芸術をどのように扱っていくのか、理念と方針を確立する必要がある。</p>

3. アートマネジメントに関する人材の育成について		
論点	現状と課題	今後の方向
①美術分野(美術館)におけるマネジメントのために必要な能力や要件	現在、ミュージアムのスタッフで最も不足しているのが、ミュージアムという文化機関の運営を担う管理スタッフ。施設管理と料金徴収だけは済まない。使命にもとづく事業推進(=ミュージアム・マネジメント)が必要。改革を行い、成果を出している館では、学芸員が管理系の仕事を担わざるを得ないのが現状。公立館でよくあるように役所の事務職が、3,4年おきに交代する方法で済まない。	○ミュージアム・スタッフの基礎となる知識・技能(Museum Basics)の習得 ・ミュージアムに関わる者は、マネジメント/コレクション/コミュニケーションの3要素の基本を知る。具体的には、学芸員養成の科目の「博物館概論」等の基礎部分。 ○マネジメントに必要な能力や要件 ・ミュージアムの「基準」「倫理」の理解が必要。言い方を変えると、管理スタッフ(設置者の担当者を含む)の「ミュージアム・リテラシーの涵養」が急務。 ・必要な知識・能力としては、行財政制度、財務、施設・設備、使命・計画・評価、危機管理、後方、市民参画・連携、アメニティ、ホスピタリティ(参考) ・学芸員の養成科目の改善の提言
③アートマネジメントに関する人材育成の方策(美術館について)	ミュージアムの管理部門を担う専門職を養成する仕組みが充分ではない。ミュージアムを活性化するには、専門職としてマネジメント・スタッフの養成は不可欠。	○ミュージアム管理運営の専門スタッフ=「ミュージアム・アドミニストレーター」の養成 ・専門職大学院を複数の大学と複数のミュージアムが共同設置し、学芸員と管理スタッフを養成してはどうか。実務体験の重視(長期のインターン等)。 ・例)専門職学位の授与:学芸職修士(専門職)/美術館管理運営修士(専門職) ・新任養成と同時に現職教育(研修)が重要。短期、中期のマネジメント研修を実施。
4. アーカイブについて		
論点	現状と課題	今後の方向
①美術関連資料のアーカイブの必要性	美術作品の価値を高めるためには、作品そのものとともに、それに関連する情報の付加・蓄積が重要になる。また作品の形態が多様化している(パフォーマンス、インスタレーション、パブリック・プロジェクト等)ため、記録を伴わないと作品として完全にならない。	○コレクション概念の拡張 モノ(作品)に加えコト(情報)を伴ったコレクション形成が必要。作品のドキュメンテーションに加え、関連情報(資料、オーラルヒストリー等)を含めて、コレクションとして扱う。
②美術関連資料のアーカイブ戦略の構築	アーカイブ的な資料は、学芸員あるいは美術館司書が片手間に扱っていることが多い。重要性がありながら、後回しにされがち。	○施設内MLA連携の推進 ・ミュージアム・ライブラリー・アーカイブズ固有の資料情報の取扱いを統合する方法が必要。図書室機能をリソースセンター化し、情報の整理・発信を統括する。その部門の担当者は、コレクション・マネージャー、ライブラリアン、アーキビストの基礎的知識と技能が必要。あるいは協業の仕組みづくりが必要。 ○美術館の活動の記録・蓄積 ・よりよりミュージアム運営には、館の活動を記録し、蓄積することが必要。ミュージアム・アーカイブズの役割を担う。教育普及活動や連携のプロジェクトなど消えていく。 事例:新生・東京都美術館「美術情報室」構想

2010年4月14日
文化庁WG第1回会議

文化審議会 美術WGの論点について

端 信行

- 1) 自己紹介：地方公立博物館（兵庫県立歴史博物館・姫路市）館長、
142館から構成される兵庫県博物館協会会長、日本展示学会会長
- 2) 事前に配布された「主な論点」については、当然のことながら、1、
および3、に大きな関心がある。
- 3) 1. では、とくに冒頭に挙げられた、国としての博物館政策の構築、に
強い関心を持つ。このことは、つづく、博物館の果たすべき役割やその
重要性についての理解促進方策、の課題とも直結していると考え。
- 4) これからの新しい国の博物館政策は、博物館の地域政策が必要な時代の
博物館政策として構築することが求められる。
 - ・ シビルミニマム論や国分寺論（70年代末から80年代の文化行政）が
ベースになって、全国におなじような博物館が誕生。
 - ・ 国民の海外経験が国内の博物館を批判的に観る風潮。
 - ・ 博物館法を見向きもしない博物館が急増。
 - ・ 都道府県単位では、平均120館の各種博物館が存在する現状。
 - ・ 都道府県レベルの博物館政策が不可欠の時代になっている。
 - ・ それは同時に、博物館の果たすべき役割やその重要性についての理解促
進方策、という課題に直結する。
 - ・ そうした現状をふまえた国レベルの博物館政策が必要。
- 5) 3、については、この課題は美術分野にかぎらないのではないかと考え
る。カルチャーマネジメントやミュージアムマネジメントまで視野に入
れた、もう少し広い範囲の問題として検討できないか。
 - ・ 考え方としては、美術館であれ博物館であれ、要は、細分化された専門
家集団を抱えているわけで、とすれば狭い殻に閉じこもりやすい専門
家集団の知をいかにして社会に開かれたかたちで展開するかが課題なの
である。
 - ・ とすれば、アートマネジメントはどうしても専門家集団の知に対する造
詣と社会と対峙しつつ展開するためのさまざまな手法を併せもつことが
必須の条件となる。
- 6) 2、および4、については、次の機会に述べる。

1. 博物館の管理運営方策の充実について

- 国としての博物館政策の構築、についてはすでに述べた。
- 博物館の果たす役割やその重要性についての理解促進方策、については、すでに述べたように、各都道府県単位ではすでに大小120館ほどの博物館が存在するので、まずそれらがどのような規模で、どんな特徴を持ち、それぞれがどのようなマーケティング（利用者層）を展開しているかを把握したうえで、教館がネットワークを組んで一定の拡がりをもつ地域で活動を継続できるような仕組みづくりが必要であろう。何と云っても、人びとの利用しやすさを構築することが先決である。
 - ・ 今日では県立館といえども、単独で運営を考えるのは無理がある。
 - ・ 館同士の連携では、互いに補足的な関係があると理想的。
 - ・ 現実には、比較的大きい公立館がリードして、中小館のネットワークの核となることが望ましい。
- 博物館の国際戦略、については、入館者に韓国、中国、欧米人の割合が漸増傾向にあるので、案内やプレートに工夫するなど、受け身の国際化はみられるものの、館活動としての国際化は県博でも難しいのが現状である。
- 高齢者・身体障害者に対するバリアフリー対策、については、施設面では、近年対策が進んでいる。しかしながらサービス全般や展示の分野ではまだまだ十分とは言えない状態である。
- 児童生徒等に対する教育普及方策、についてだが、児童生徒というとすぐに学校単位で考えてしまうが、学校運営における教育課程は博物館利用に関してきわめて困難な状態にあり、学校の視点で方策を考えるとかなり困難である。むしろ、教育課程にとらわれずに、独自のプログラムを児童生徒に提供する考え方のほうがやりやすいと感じている。
 - ・ 最近はこの館でも、子ども向けのサマープログラムを実施しているが、夏休み以外でも子ども向け（これも年齢や学年別が必要）プログラムを実施するなどして、博物館側が子どもをどう見ているかを社会に広めることが望まれる。
- 厳しい財政状況下における博物館の運営のあり方、については、たしかにここ数年、収集や展示などの費用の捻出に苦労している。そのことから考えると、効率的な博物館運営を考えるためにも、ミュージアムマネジメントは不可欠である。博物館の利用者や入館者の実数を管理し、より効率のよい運営をめざすことが望まれる。

東京アピール

我々は、昨年12月に開催されたICOM-ASPAC日本会議2009を契機に、アジアの博物館連携の必要性、重要性が再認識されたことを踏まえ、アジア諸国の博物館関係者と日本の博物館学会関係者等が一堂に会し、今後のアジア各国の博物館の連携・協力の在り方や現代的課題について、東京国立博物館において意見交換を行った。

今年11月に中国で開催されるICOM総会2010上海の成功と、今後のアジア各国の博物館のますますの発展に向けて、ここに以下のとおり「東京アピール」を宣言する。

1. アジア各国の博物館は、ICOM-ASPAC日本会議2009における「東京宣言」の具体化に向けて、引き続き各国の政府当局のみならず、博物館協会・博物館関連学会と協働し、努力することが必要である。
2. とりわけ、ICOM博物館倫理規程の普及を促進するとともに、アジア各国における博物館の倫理規程のあり方について検討を行うことが重要である。
3. 日本の博物館関連学会は、アジア各国の博物館連携・協力の一層の促進に向けて、継続的な研究協議の場を設けることについて検討することが必要である。
4. 日本の国公立博物館において最大の課題となっている独立行政法人制度や指定管理者制度、公益法人改革等は、日本国内の課題にとどまらず、アジア各国における博物館政策に影響を与えることを十分認識し、利益追求型の競争原理や効率主義に偏らない適切な制度運営がなされることを期待する。
5. アジアの美術館等においては、未だ美術品の国家補償制度が導入されていないことを踏まえ、現在検討を進めている日本において早期に実現し、アジア各国における博物館政策の先導的役割を果たされることを期待する。

張
璽
同

장영림
안진영
同

林 大塚 哲

矢島 國雄

瑞 信行

水嶋 英治

2010年3月21日

アジア博物館フォーラム参加者一同

国立美術館の情報資料活動－現況

独立行政法人国立美術館公開情報資源について

1. 作品情報：独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システム（4館総合目録）
<http://search.artmuseums.go.jp/>
 応用インターフェース：遊歩館
<http://search.artmuseums.go.jp/yuuhokan/>
 国立情報学研究所と共同開発 2008年度グッドデザイン賞受賞
 他関連機関との連携
 ⇨文化遺産オンライン（文化庁/国立情報学研究所）
<http://bunka.nii.ac.jp/>
 ⇨国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA）
<http://porta.ndl.go.jp/>

2. 図書情報：在京3美術館図書検索システム
 東京国立近代美術館本館アトライブラリ+工芸館図書室+フィルムセンター図書室
<http://kinbiopac.momat.go.jp/>
 国立新美術館アトライブラリー
<http://opac.nact.jp/>
 国立西洋美術館研究資料センター
<http://opac.nmwa.go.jp/>
 他関連機関との連携
 ⇨美術図書館横断検索 ALC 東京近辺8美術館/博物館参加
<http://alc.opac.jp/>

3. 展覧会情報：国立新美術館展覧会情報提供システム アートコモンズ
 他関連機関との連携
 ⇨WebcatPlus(国立情報学研究所)
<http://webcatplus.nii.ac.jp/>

4. 国立美術館公開情報資源（作品+図書+展覧会）の情報連携
 国立美術館版「想・IMAGINE」 国立情報学研究所との共同開発

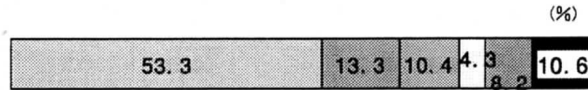
課題について

1. MLA 連携 M(useum) , L(ibrary), A(rchives)
 事例：
 国立国会図書館デジタルアーカイブ・ラウンドテーブル
 Europeana
<http://europeana.eu/portal/>
2. 近現代+西洋アート・アーカイブの形成
 上記在京3国立美術館図書室と国立文化財機構等関係諸機関との連携強化
3. 公開所蔵作品情報の拡大
 文化遺産オンラインの活性化
 情報公開支援
 別紙参照

15. 「資料台帳」の現状

< 「資料台帳」記載の資料の割合(全体/館の割合) >

「資料台帳」記載の資料の割合
(N=2,030)



■ ほとんどすべて ■ 4分の3程度 ■ 半分程度
□ 4分の1程度 ■ ほんの少し ■ 無回答

館種別	すべて	ほとんど	4分の3程度	半分程度	4分の1程度	ほんの少し	無回答
総合	40.8	17.5	16.5	7.8	13.6	3.9	
郷土	46.4	19.9	15.4	5.2	7.9	5.2	
美術	76.0	7.8	5.1	1.7	2.4	6.8	
歴史	53.5	13.8	10.7	5.1	8.0	8.8	
自然史	27.2	13.6	20.4	9.7	13.6	15.5	
理工	28.3	9.4	8.5	0.9	15.1	37.7	
動物園	60.5	10.5	5.3	0.0	5.3	18.4	
水族館	53.1	12.2	2.0	0.0	12.2	20.4	
植物園	16.7	19.0	7.1	0.0	23.8	33.3	
動水植物園	64.7	0.0	5.9	5.9	5.9	17.6	

設置者別	すべて	ほとんど	4分の3程度	半分程度	4分の1程度	ほんの少し	無回答
国	56.8	11.4	6.8	6.8	6.8	11.4	
都道府県	57.7	6.6	9.8	2.2	8.5	15.1	
市	53.3	15.4	10.7	3.9	7.3	9.4	
町村	48.8	15.1	12.4	6.3	9.4	8.0	
公益法人	60.2	15.6	8.4	4.2	6.6	5.1	
会社個人等	42.9	7.4	9.8	3.1	11.0	25.8	

注) 「都道府県」：政令指定都市を含む。

文化遺産オンライン

掲載状況

■ 参加館数

館情報掲載：896 館
収蔵品掲載：91 館
イベント掲載：67 館
(2009年11月末)

■ 作品公開件数

○ 画像あり
建造物等：9,084
絵画版画：5,542
彫刻工芸：1,010
考古歴史：1,182
その他：1,587
区分なし：110
合計：18,515 件

○ 画像なし

建造物等：12,965
絵画版画：25,316
彫刻工芸：11,678
考古歴史：2,598
その他：12,918
区分なし：51
合計：65,526 件
(2010年3月末)

国立情報学研究所丸川
特任准教授集計

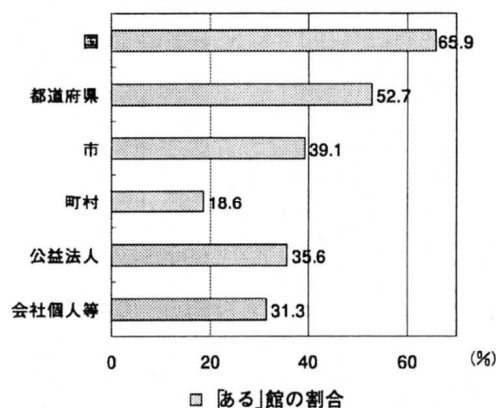
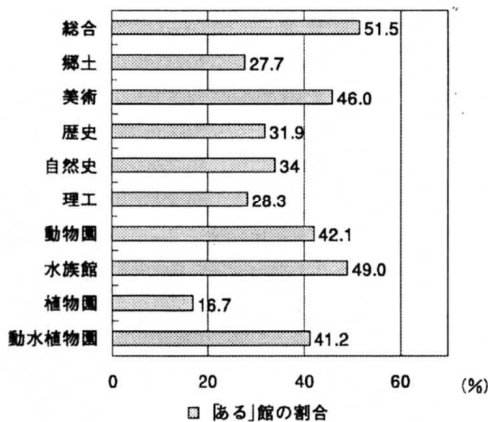
16. 「資料台帳」電子メディア化の現状

< 電子メディア化された「資料台帳」の有無(全体/館の割合) >

電子メディア化された「資料台帳」の有無
(N=2,030)



□ ある ■ ない ■ 無回答



注) 「都道府県」：政令指定都市を含む。